

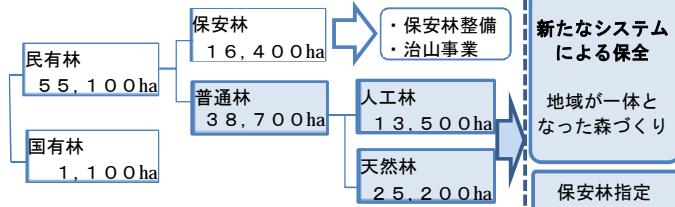
新たな森林保全システムの構築 中間まとめ（案）

○新たな森林保全システム 中間まとめ（案）	・・・・・・・・ 1
○「川上～川中～川下の共創」	・・・・・・・・ 2
○地域との共創	・・・・・・・・ 3
○「生活者との共創」	・・・・・・・・ 4
○大阪府木材利用基本方針（案）について	・・・・・・・・ 5
○新たな森林保全システム 資料編	・・・・・・・・ 6
○新たな森林保全システム 検討スケジュール	・・・・・・・・ 8
○森づくりタウンミーティングの開催	・・・・・・・・ 9

新たな森林保全システム 中間まとめ (案)

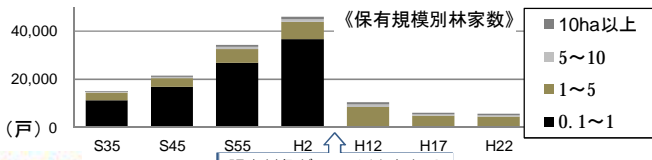
森林・林業の現状

■大阪府の森林面積



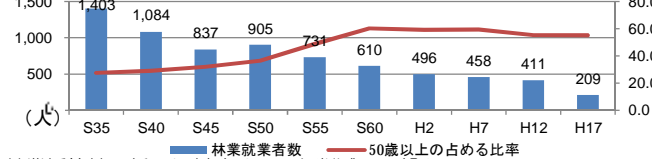
■府内の森林・林業を取り巻く状況

- 大阪府の森林による公益的機能の評価額 約1,600億円
- 小規模森林所有者が多数を占め、作業効率が低い



<人工林>

- スギ・ヒノキ人工林の蓄積量 4,118千m³ ⇒ 木造住宅20万戸分
- 1年当たりの平均成長量 約60千m³ ⇒ 木造住宅3千戸分
- 担い手の高齢化、後継者不足



・林業採算性の低下に対するコスト削減の取組み



- 森林経営計画の作成など施業集約化に対応できる人材が不足

<天然林>

- 広葉樹や竹林等の里山林が荒廃
- カシノナガキクイムシ被害の拡大 3市町(H21) ⇒ 7市町(H22)
- 森林ボランティア活動への参加者が増加

<木材利用>

- 年間の木材利用量 約6,800m³/年(H22)
- 府内産材の価格が高く、需要が伸びない

■国の動き

- H23 森林法一部改正(森林計画制度の見直し等)
 - * 施策の集中化(施業集約化・路網整備促進、森林経営計画制度創設)
 - * 木材の大規模物流化

現在の取組み状況

<人工林>

- 担い手対策による新規雇用 9人/年(H19~22平均)
- 高性能林業機械の導入、林内路網整備 10,603m(H22)
- 防災など緊急対応を目的とした伐捨間伐の実施 729ha(H22)
- 間伐材共同収集 120m³(H21) → 353m³(H22)

<天然林>

- アドプトフォレストの活動面積 41ha/年
- 森林病虫害被害木の整理 419m³(H22)

<木材利用>

- 新たな木材需要の開発 耐震補強部材、木製サッシ、断熱材など
- 府内産材を使用した住宅への助成

取組むべき課題

<人工林>

○施業集約化の促進

- 小規模森林所有者が多数を占め、経営意欲の低下した森林所有者や不在村地主もいる中で、集約化を進めなければならない
- 府内産材を利用してもらうためには、安定的に供給できる体制を整える必要がある

<天然林>

○里山林の持続的な維持管理

- 里山林とりわけ集落に近接した里山は、防災機能の回復・強化が求められるが、経済的なインセンティブが働かず、森林所有者自らが整備することは期待できない

<木材利用>

○府内産材利用のインセンティブ

- 都市住民であるユーザーに、木を使うことの価値について認識してもらう必要がある

取組みの視点

- ◆国の施業集約化等の動きに対応しつつ、大阪の森林の実情を踏まえた森づくりを進める
- ◆都市近郊で、大消費地としての特性を活かす
- ◆府、市町村が連携して、森林所有者や林業事業者等の関係者に働きかけ、**地域で森づくりを考え、実行する場を構築**



取組みの推進にあたって

○府民理解の醸成

- 地域対話集会を開催し、広く府民から意見を求めたうえで、最終的な報告のとりまとめを行う
- 森林保全のための費用負担の必要性について、都市住民の理解を広めていく必要がある

○取組みの実効性確保

- 「森林プラン」、 「放置森林対策行動計画」の内容を包含した新たなアクションプランの策定について検討
- 森づくり活動の継続性を確保するため、活動地を長期間担保するための方策について検討

新たな森林保全システム

<人工林> 川上~川中~川下の共創

《林業活動促進地区認定制度》

- 複数の森林経営計画を包含した地区を認定
- 経営計画樹立団地間での連携した取組みにより、
 - ①安定的な木材供給体制を構築し、川中~川下も含めた小ロット、地産地消の産地形成
 - ②人材や林業機械の効率的な運用を目指す

○産地形成型の取組み(成熟した人工林)

- 森林所有者など川上と、製材所など川中、川下の関係者が連携し、木材の供給から利用までの体制を構築
- 集約化アドバイザーの育成
- 府内産材認証制度

○バイオマス利用型の取組み(生育途上の人工林)

- 搬出が進まず利用されていなかった間伐材をバイオコークス、ペレット、チップなどのバイオマスや合板材料等として供給する体制を構築
- 間伐材共同収集
 - ⇒ 新たな担い手(ウイークエンドフォレスタ)の参画を促す
- 間伐材の供給協定制度

<天然林> 地域との共創

《里山保全活動促進区域認定制度》

- 市街地や集落に近接し、防災や景観形成などの機能が低い里山林の管理活動に取組む区域を認定
- 府、市町村が活動計画を認知し、活動を支援することにより、地域ぐるみでの持続的な里山保全活動を進める
 - ⇒ 里山保全への多様な担い手の参画促進と活動の担保性確保

○里山再生型の取組み

- 経済性では成り立ちにくい里山の保全を図るため、NPOや企業、地域住民など多様な主体の参画を促す
- バイオマス活用により里山を再利用

<木材利用> 生活者との共創

《木づかい価値創造フォーラム》

- 産官学連携で、都市の健康を育む木材利用を普及
 - ⇒ 木材の利用が安全安心・健康な生活環境、環境保全につながる
- ◇木を使ってもらうためのインセンティブの検討
 - ⇒ 木材利用に対する評価制度の創設
 - 木づかいサポーターによる情報発信
 - 耐震補強部材、木製サッシなど府民の安全、快適な生活につながる木製品の普及 など
- ◇木の促進
 - 木材の利用が、子どもたちの育成に好ましいことの理解を広める

○公共建築物等における木材利用の促進

- ⇒ 「大阪府木材利用基本方針」の策定

「川上～川中～川下の共創」

目指す方向

- 国レベルでは、大規模な加工施設に対して大ロットで安定的に原木を供給する「新生産システム」が展開されているが、供給が小ロットで不安定な府内産材の実情に合わない
- このため、川上から川下までの関係者が連携し、新たな価値を共に創り出す「共創」を促進することによって、地産地消にこだわった府内産材住宅や医療、福祉、教育関係施設の内装材として、木材を計画的、安定的に供給する、大阪方式の産地形成を目指す

林業活動促進地区（仮称）の認定

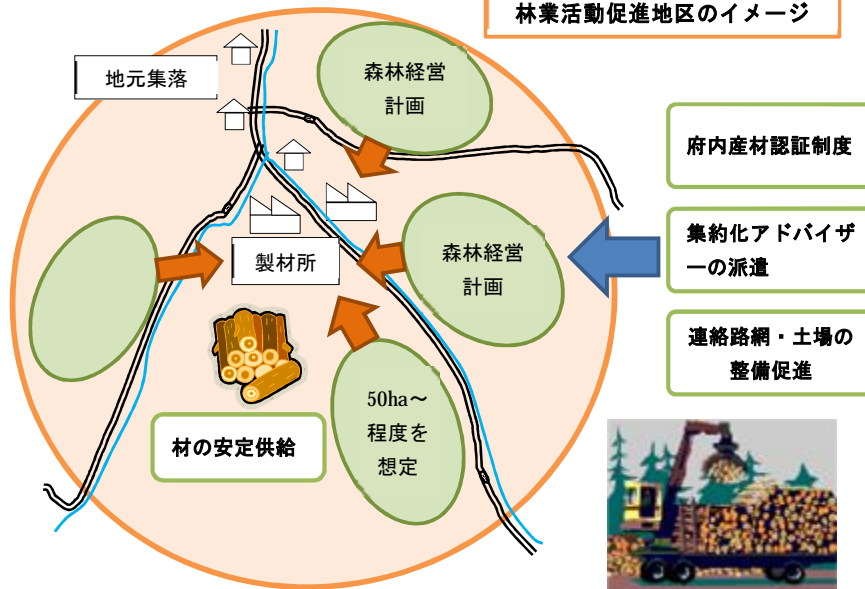
【認定の目的】

- ◆活用すべき森林資源（スギ・ヒノキ人工林）が存在する地区において、伐採、搬出（川上）から加工、利用（川中・川下）までの関係者が連携して活動グループを形成し、木材の供給から利用までの流れを構築（川中、川下の関係者は地区内に限定しない）
→森林資源の活用と適切な森林の維持管理という循環を取戻す
- ◆地区内には複数の経営計画樹立団地（予定を含む）を包含し、団地間の調整を行うことにより、安定した材の供給、人材や林業機械の効率的な運用を行う
- ◆集約化に際しては、森林法の改正により制度化された、所有者が不明であっても間伐や作業路の開闢を行うことができる「施業代行制度」を必要に応じて導入

【地区指定の展開】

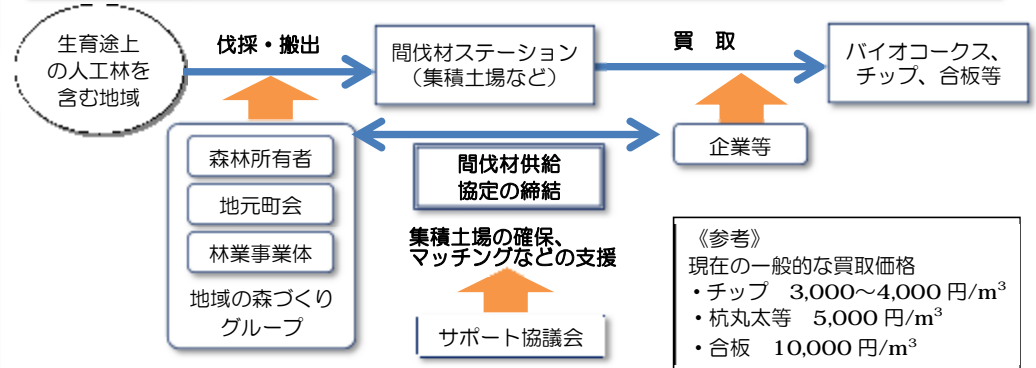
- ◆府・市町村等で構成される森づくりサポート協議会が、地域の関係者への働きかけ、計画策定を支援
- ◆地区の範囲は、計画的、安定的な木材供給を確保するため、大字単位など広い流域を想定

林業活動促進地区のイメージ



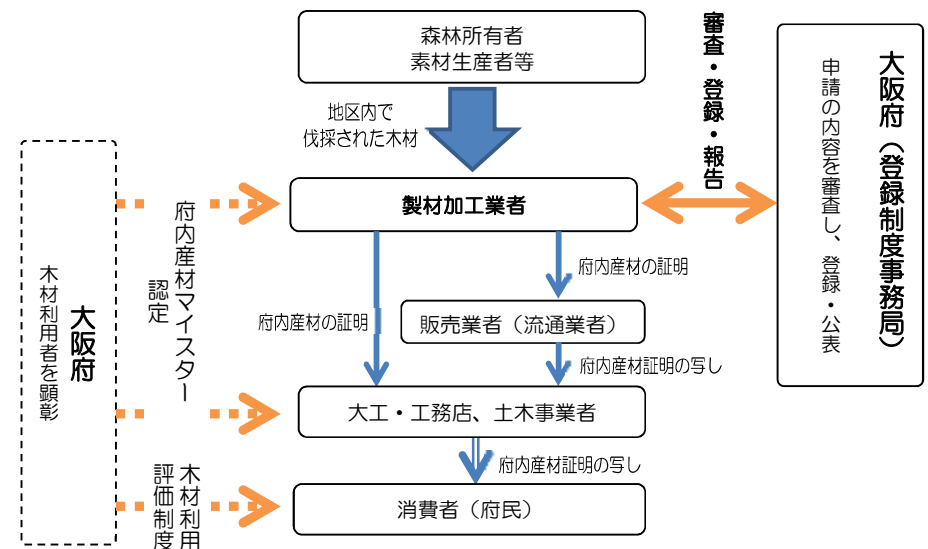
間伐材共同収集

- ・森林所有者等が、地区ごとに指定された土場等（間伐材ステーション）に間伐材を持ち寄り、あらかじめ申し出のあった加工業者等が、バイオマスや合板材料として買い取る。
- ・これまで自分の山に関心のなかった、後継者や不在村地主などにも、ウィークエンドフォレスタ（サラリーマン林家等）として参加を促す。



府内産材認証制度

- ・府の審査・登録を受けた製材業者等が、府内産材の証明書を発行
- ・登録できるのは、林業活動促進地区に認定された地域活動グループの構成員とする
- ・登録事業者は、販売先に対し合法的に伐採された府内産材の製品であることを納品書等に記載・証明し、これを申し送ることにより最終消費者が確認できるようにする（自らの責任において適正に制度を運用）



「地域との共創」

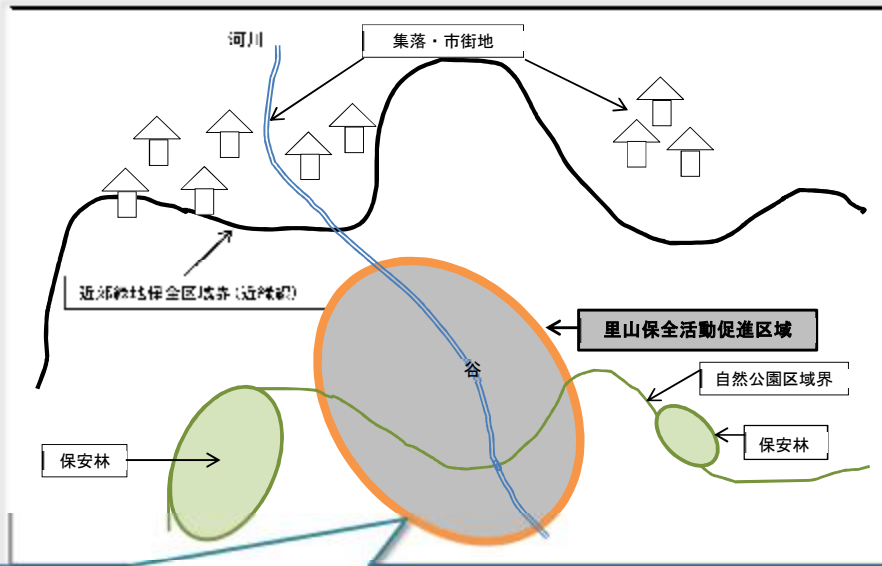
目指す方向

- 市街地や集落に近接し、雑木林の藪状化や竹林の繁茂・拡大などが進行している里山の管理活動に取組み、地域の里山の防災機能や景観の向上を進める区域を認定し、重点的に支援
- 放置された里山林の防災機能を回復・強化し、地域で守り育てる仕組みを構築することで「災害に強い森づくり」、「里山景観の向上」を推進
- 地域が主体的に参画することで、「防災意識」を向上

里山保全活動促進区域のイメージ

【認定要件】

- ◆地元市町村の認知も得て次に示す活動を継続的に行っていくことが明確であること
 - *人の手が入らず、藪状化・竹林化が著しい里山の森林の整備・管理 ⇒ 『山地災害見回り隊』
 - *土砂の流出・崩壊の防止や倒木・かかり木の除去等災害の未然防止に資する活動
 - *里山の良好な景観形成のための花木の植樹や草刈、間伐等の保育作業
- ◆森づくり活動グループなどの森林保全のための活動を行う体制が整っていること
- ◆活動計画として継続的に里山の整備・利用を進めていくことが示されていること



【里山保全活動促進区域】

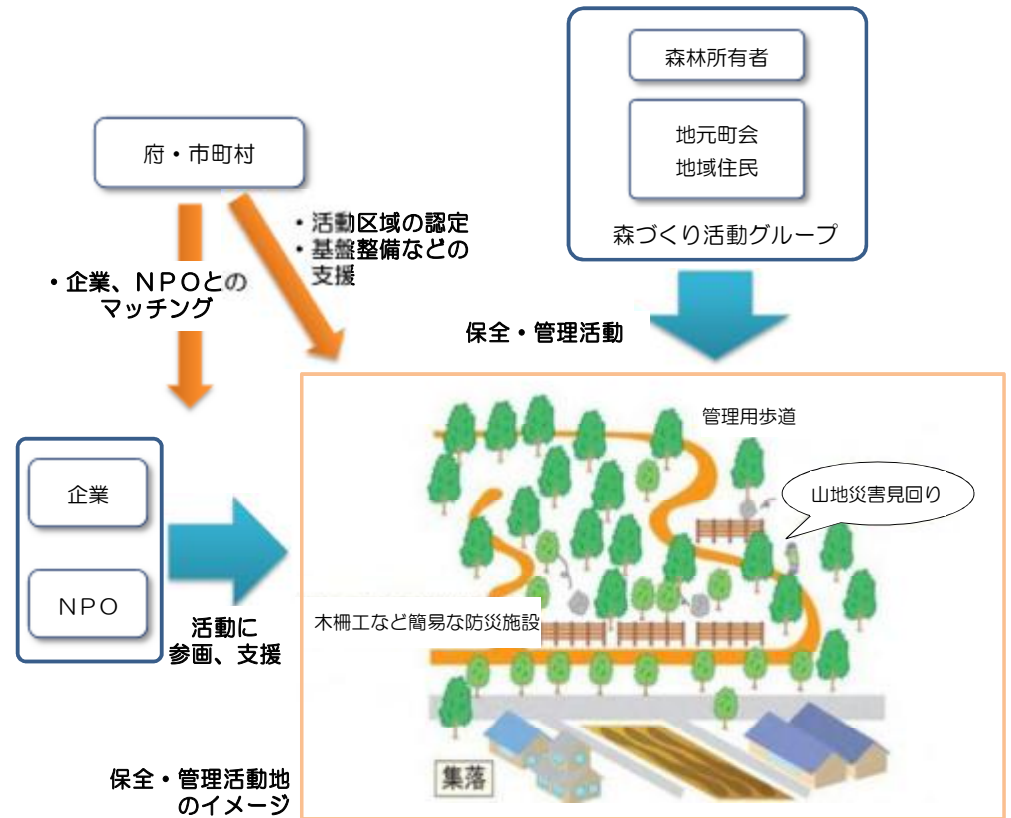
- 一団のまとまりのある森林(約30haを想定)で、対象となる森林と密接に関係する集落等が存在すること
- 保安林でない近郊緑地保全区域か自然公園区域

【参考数値】

府内の近郊緑地保全区域(近郊緑地)	32, 680ha	
自然公園区域	20, 039ha	保安林を除く近郊緑地・自然公園区域 24,000ha
府内の保安林区域	18, 617ha	

促進区域内での活動

- 保全活動が必要な里山において、地元町会・地域住民や森林所有者が森づくり活動グループを形成
- 木柵工など簡易な防災施設や、作業歩道などの基盤整備、ボランティアでは対処できない大木の伐採などを支援
- 森林保全活動に関心のある企業やNPOと活動グループをマッチング



保全・管理活動地のイメージ

【活動を持続的なものとするための取組み例】

- 活動によって発生するバイオマスを販売し、活動費に充当 ⇒ペレットストーブ、薪ストーブなど
- 地域の小中学生などを対象とした、体験学習の開催

「生活者との共創」

趣 旨

- 木材利用が安心安全・健康な生活環境、環境保全につながることに理解を府民に広めるため、木材の利用が環境保全等に貢献することを目に見える形で評価するなど、ユーザーの視点に立った取組みを進める
- 木材を取り込んだ「環境にやさしい生活の実践」等の新しいライフスタイルの提案など、府民に向けた情報発信に、多様な主体の幅広い視点で取組む

木づかい府民運動の進め方

都市の健康を育む木材利用推進のための仕組みづくり

木づかい府民運動とは、生産者から消費者までが一丸となって、木材の利用が生活の質の向上につながることを目指す運動

ステップ1

府民運動を展開するための母体の確立

- 産・学・民・官の連携体制づくり
⇒「木づかい価値創造フォーラム」の創設

「創設」

ステップ2

木づかい価値インセンティブの創出

- 木材利用に対する評価制度の創設
- 評価制度のモデル実証

「実証」

ステップ3

木づかい価値の普及

- 木育の促進
- 木材利用による生活価値向上に対する支援
- 木づかいサポーターの活動(普及・情報発信)
- 公共施設における木材の利用

木づかい価値創造フォーラム

産業界・企業

- (役割)
- 新製品やライフスタイルの提案
 - 情報発信(参加団体)
 - ゼネコン、ハウスメーカー、コンサル、工務店、林業木材団体 等

大学・研究機関

- (役割)
- 評価項目や手法の検証
 - 製品等の評価
- (参加団体)
- 大学、試験研究機関等

NPO・NGO

- (役割)
- ネットワーク化の体制構築
 - 消費者への普及啓発
- (参加団体)
- NPO等民間団体

行政

- (役割)
- 行政施策・事業等の情報提供
 - 率先利用によるPR
- (参加団体)
- 大阪府、市町村

木づかい価値創造フォーラムの取組み内容

木づかい価値インセンティブの創出

●木材利用に対する評価制度

【現在の取組み】

- 木材の特性を活かした新製品開発への支援
- *杉スリット材 ⇒ 空気浄化・調湿効果・鎮静効果
- *木製サッシ、木質断熱材、外壁材 ⇒ 断熱機能

評価制度のイメージ

- ・居住環境の快適性や、安らぎなど木材利用による生活環境、生活の質向上を目に見える形で評価

評価項目の検討

- ・癒し、集中力、質の良い眠り、省エネなど暮らしの快適性につながる効果
- ・間伐材利用による森林整備への貢献 など

内外装の木質化を中心に評価

●評価制度の実証モデル実施(保育園での内装木質化、民間ビルでの木製外壁)



評価制度を導入し、木質化実施施設での効果を見える化

木づかい価値の普及

●木育の促進

- ・木材は、柔らかで温かみのある感触、高い吸湿性などの優れた性質を持っており、内装に木材を使用した教室等は、子どもたちのストレスの緩和や室内の快適性を高めるなど大きな効果
- ・子どもの頃から木材に接することにより、その良さを体感し、木材に対する理解が深まる

【普及方法】 木に触れる機会を増やす

⇒木質教材の普及、教育・医療・福祉施設の内装木質化

●木づかいサポーター活動の実施

- ・木造や木質化を行ったユーザーが木の良さを情報発信

木材の利用と環境の関係を理解

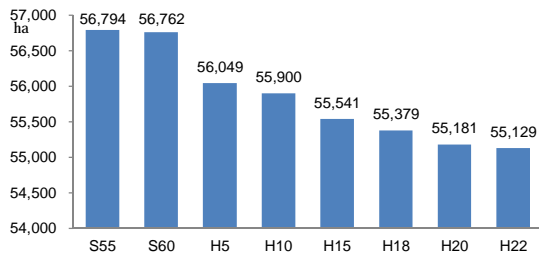
木育効果

木質製品を選択・利用できる

環境に配慮した行動ができる

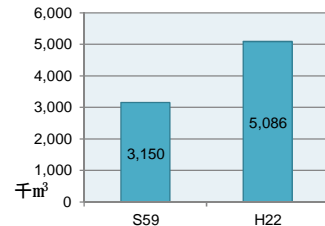
◆府内の森林データ

《1 民有林（地域森林計画対象民有林）面積の推移》



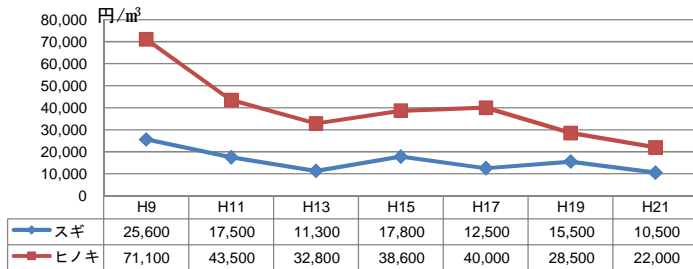
○大阪府における民有林面積は、昭和55年に56,794haであったが、平成22年には55,129haとなり、平均すると年50haずつ減少

《2 人工林蓄積量の推移》



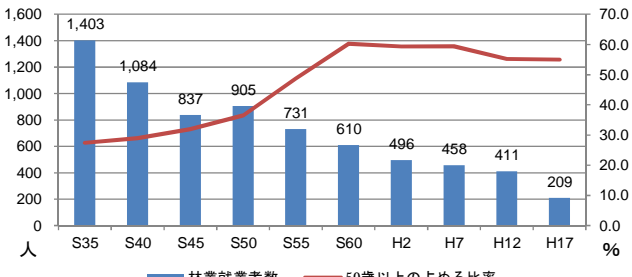
○人工林（スギ、ヒノキ、マツほか）の蓄積は5,086千m³で、26年前の1.6倍、平均すると年約70千m³ずつ増加

《3 木材価格の推移》



○平成21年の府内産ヒノキの価格は、平成9年の約1/3に低下
○平成21年の府内産スギの価格は、平成9年の半分以上に低下

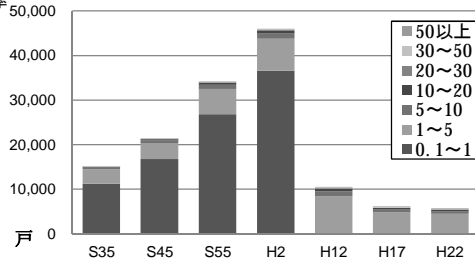
《4 林業就業者数の推移》



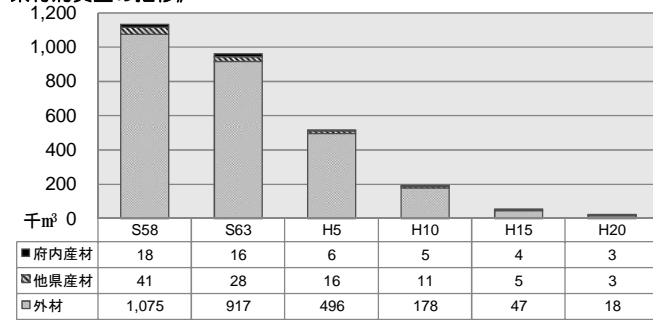
○林業就業者数は、平成12年から17年の5年間で半減
○新規雇用などの取組みが進んでいるものの、50歳以上の占める割合が高止まり
※平成22年の調査結果は今年度中に公表予定

《5 保有山林規模別林家数》

○保有規模別林家数は、平成2年まで各階層とも増加しており、所有の細分化が進んでいる
○平成12年から保有山林規模1ha以上が調査対象となったが、1ha以上で減少傾向にあるのは、1ha未満への細分化が進んでいるためではないかと推定される

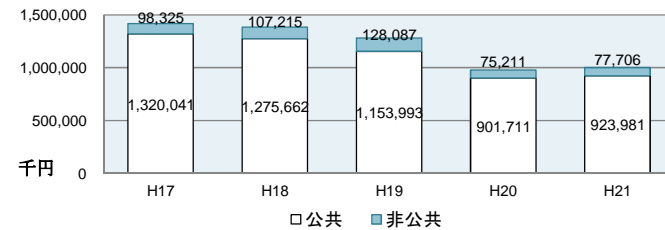


《6 素材消費量の推移》



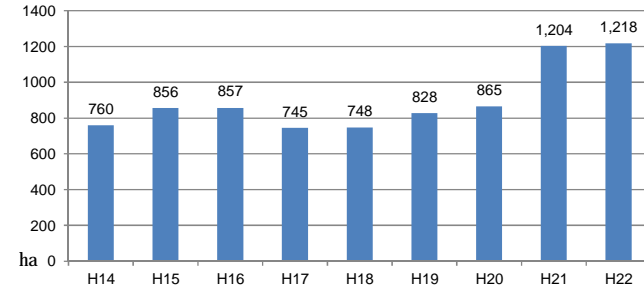
○素材消費量は、10年前の約1/10、5年前の約1/3と大幅に低下
○輸入が原木から製品へとシフトしたこと、それに伴って製材工場数が減少したことが原因と考えられる

《7 林業予算額の推移》



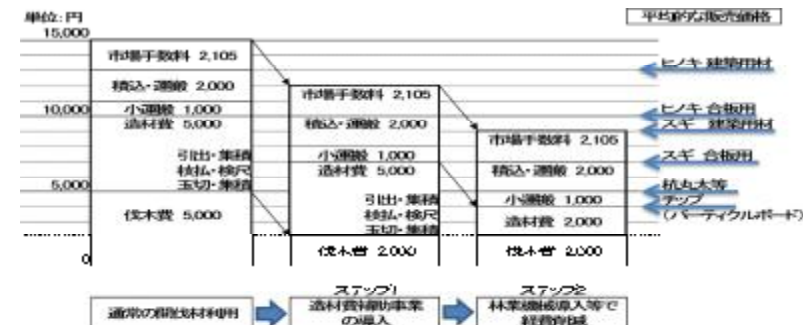
○府の林業関係予算額は、年々減少傾向
○平成21年度は、森林整備加速化・林業再生事業等の実施

《8 間伐実施面積の推移》



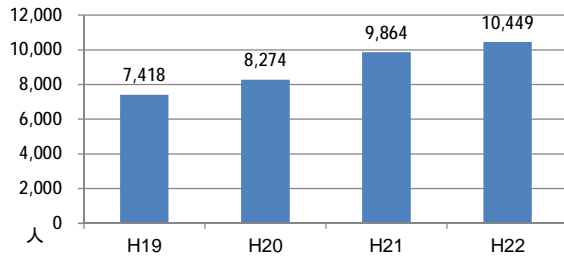
○間伐面積は、年800ha前後で推移
○平成21~22年は森林整備加速化・林業再生事業等の実施により増加

《9 ヒノキ間伐材1m³あたりの搬出経費》



○間伐し、市場へ出荷するまでの一般的な経費は約15,000円/m³で、ヒノキ小丸太では採算がとれない
○機械化、集約化により8,000~9,000円/m³程度まで軽減でき、戸板でも採算に合うことが見込める

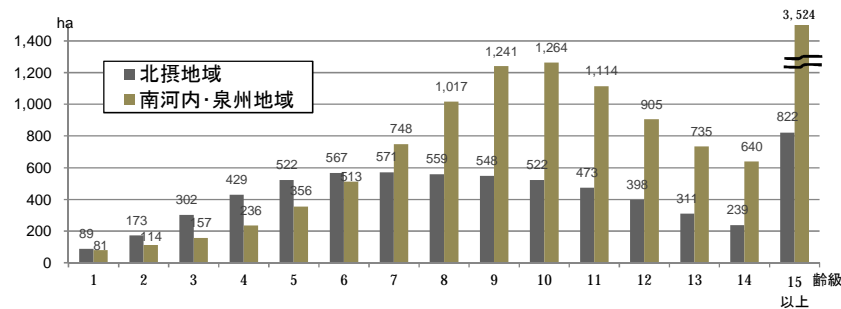
《10 ボランティア活動の参加者数》



《11 地域別の森林現況》

項目	北摂	中部	南河内・泉州東部	泉州西部	計
森林面積 (ha)	20,850	4,668	21,541	8,070	55,129
森林率 (%)	42%	14%	36%	53%	30%
スギ・ヒノキ人工林 (ha)	6,525	584	12,373	376	19,858
スギ・ヒノキ人工林率 (%)	31%	13%	57%	5%	35%
天然林・竹林等 (ha)	13,319	3,154	7,345	4,209	28,027
天然林・竹林等率 (%)	64%	68%	34%	52%	51%
林業経営体数 (50ha 以上)	14	4	17	—	35
// (50ha 未満)	129	25	140	4	298

《12 スギ・ヒノキ人工林の年齢構成 (H22 末)》



◆国の動き

○平成 12 年 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」施行

瑕疵担保責任の強化・住宅性能表示制度の実施により、住宅用材に一層の品質・性能が求められる。
⇒集成材が普及、無垢材のニーズが低下

○平成 21 年 「森林・林業再生プラン」策定

目指すべき姿

『10年後の木材自給率50%以上』

3つの基本理念

- ・森林の有する多面的機能の持続的発揮
- ・林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生
- ・木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

○平成 22 年 10 月 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行

○平成 22 年 11 月 再生プランの具体策として「森林・林業の再生に向けた改革の姿」をとりまとめ

改革の方向

- 1 森林計画制度の見直し
- 2 適切な森林施策が確実に行われる仕組みの整備
- 3 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
- 4 担い手となる林業事業者の育成
- 5 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
- 6 フォレスター等の人材の育成

○平成 23 年 森林法一部改正（森林計画制度の見直し、要間伐森林の施業代行制度の見直し等）

- * 意欲ある森林所有者等への施策の集中化（施業集約化・路網整備の促進、森林経営計画制度の創設）
- * 森林管理・環境保全直接支払制度の創設（補助事業は森林経営計画作成者に限定、搬出間伐が義務化）
- * 担い手となる林業事業者や森林施業プランナー等の人材の育成
- * 木材の大規模物流に対応する供給体制の強化（大ロット需用先や集成材用ラミナ等）

⇒府内産材の供給は小ロットで不安定なため国の施策に対応できない
【例】兵庫県宍粟市の大型木材供給センター（H22.11 月竣工）では月間 5,800 立方メートル（大阪府の1年間の搬出量に匹敵）の原木加工を計画

新たな森林保全システム 検討スケジュール(案)

平成 23 年

5 月 30 日

第 2 回森林審・森林整備保全部会

議題：森林保全のための新たなシステム構築に向けた検討
～地域の森林・林業再生のためのモデル森林の設定について～

7 月 28 日

第 3 回森林審・森林整備保全部会

議題：各地域の取り組み状況
森林保全システム検討の基本方向について

9 月 7 日

第 4 回森林審・森林整備保全部会

議題：新たな森林保全システムの構築について(中間まとめ)

12 月 8 日

森林審・本審

議題：中間まとめ報告

12 月 13～19 日 地域対話集会→府内 4 事務所単位に 森林林業関係者、NPO、府民の方々を
対象に、部会中間まとめ記載の取組方向について意見聴取

平成 24 年

1 月下旬

森林審・森林整備保全部会

議題：地域対話集会の結果報告と対応案
森林保全のための新たなシステム構築に向けて(審議結果のまとめ)

3 月下旬

森林審・本審

議題：答申案

大阪の森林の明日を考える
地域対話集会

森づくり タウンミーティング を開催します！

府域の森林は、都市近郊に位置し、防災や景観面で重要な機能を持っています。
しかし一方で、管理されずに放置された森林の増加や間伐材の搬出利用が進んでいないと
いった課題があることから、大阪府では、森林の多様な機能を向上させ、健全な森林を次世代
に引き継いでいくための森づくりの方向性などについて検討を進めています。

今回、これまでの検討内容について中間報告を取りまとめ、これをもとに、森林所有者や林
業関係者の方々をはじめ、木材産業関係者やNPO・ボランティアなど府民の皆さんのご意見を
お伺いし、今後の検討に活かしていくため、府内5箇所で「森づくりタウンミーティング」を
開催いたします。

大阪の森林を守り、育てていくため、ぜひ、ご参加いただき、皆様方のご意見をお聞かせく
ださい。

【開催日時及び会場】 参加申込、お問合せは各会場の担当まで

- 《南河内地区》 平成23年12月13日（火） 19：00～ 会場：南河内府民センター 3階講堂
担当：大阪府南河内農と緑の総合事務所 地域政策室 TEL:0721-25-1131(代) 内線272
FAX :0721-24-3231 E-mail:minamikawachinotomidori-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp
- 《泉州地区》 平成23年12月14日（水） 19：00～ 会場：和泉市コミュニティセンター 中集会室
担当：大阪府泉州農と緑の総合事務所 地域政策室 TEL:072-439-3601(代) 内線207
FAX :072-438-2069 E-mail:senshunotomidori@sbox.pref.osaka.lg.jp
- 《中・北河内地区》 平成23年12月15日（木） 19：00～ 会場：枚方市民会館 第3会議室
担当：大阪府中部農と緑の総合事務所 地域政策室・緑地整備課 TEL:072-994-1515(代) 内線383・354
FAX :072-991-8281 E-mail:chubunotomidori-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp
- 《三島・豊地区》 平成23年12月16日（金） 14：00～ 会場：三島府民センター 4階第1会議室
担当：大阪府北部農と緑の総合事務所 地域政策室・緑地整備課 TEL:072-627-1121(代) 内線415・424
FAX :072-623-4321 E-mail:hokubunotomidori-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp
- 《大阪市内》 平成23年12月19日（月） 15：00～ 会場：大阪木材会館 6階大会議室
担当：大阪府みどり・都市環境室みどり推進課森づくり支援グループ TEL:06-6210-9556
FAX :06-6210-9551 E-mail:midorikankyo@sbox.pref.osaka.lg.jp